

5 東彼杵町告示第16号

東彼杵町合併処理浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年2月20日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町合併処理浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町合併処理浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱（平成10年告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前										
<p>(設置補助金額)</p> <p>第5条の2 町は、町長の定める地域において、令和5年度までに合併処理浄化槽を設置する場合の設置補助金の額は、別表2の人槽区分に掲げる区分ごとに定める額を上限とし、別表2の額と設置工事費とを比較していずれか少ない方の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。ただし、令和5年度までは、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換により別表1に<u>上乗せ金(390千円)を加えた額</u>と別表2を比較して大きな方の額とする。</p> <p>(管理費補助金の交付申請)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 過年度に浄化槽維持管理費補助金交付申請書を提出された方で、当該年度の浄化槽法第11条法定検査の結果が「適正」及び「おおむね適正」であれば、規則第24条により補助金を交付することができる。</u></p> <p>別表1 (第5条第1項関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 1291 1088 1339"> <tr> <td>人槽区分</td> <td>合併処理浄</td> <td>窒素又は磷除去</td> <td>窒素及び磷除去</td> <td>BOD除去能力に</td> </tr> </table>	人槽区分	合併処理浄	窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去能力に	<p>(設置補助金額)</p> <p>第5条の2 町は、町長の定める地域において、令和5年度までに合併処理浄化槽を設置する場合の設置補助金の額は、別表2の人槽区分に掲げる区分ごとに定める額を上限とし、別表2の額と設置工事費とを比較していずれか少ない方の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。ただし、令和5年度までは、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換により別表1_____と別表2を比較して大きな方の額とする。</p> <p>(管理費補助金の交付申請)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>別表1 (第5条第1項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1291 1984 1339"> <tr> <td>人槽区分</td> <td>合併処理浄</td> <td>窒素又は磷除去</td> <td>窒素及び磷除去</td> <td>BOD除去能力に</td> </tr> </table>	人槽区分	合併処理浄	窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去能力に
人槽区分	合併処理浄	窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去能力に							
人槽区分	合併処理浄	窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去能力に							

(処理対象人員規模別の区分)	化槽	能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	関する高度処理型合併処理浄化槽
5人槽	332,000円	360,000円	528,000円	489,000円
6～7人槽	414,000円	462,000円	693,000円	654,000円
8～10人槽	548,000円	585,000円	963,000円	903,000円
11～20人槽	939,000円	1,092,000円	1,674,000円	1,551,000円
21～30人槽	1,472,000円	1,860,000円	2,811,000円	2,607,000円
31～50人槽	2,037,000円	2,496,000円	3,774,000円	3,501,000円

備考

- 1 日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」による人槽を超えて設置した場合は基準どおりの人槽区分とし、人槽を減じて設置した場合は、その人槽区分により補助金を交付する。

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用が現行の基準額を越える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとす

(処理対象人員規模別の区分)	化槽	能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	関する高度処理型合併処理浄化槽
5人槽	332,000円	384,000円	528,000円	489,000円
6～7人槽	414,000円	462,000円	693,000円	654,000円
8～10人槽	548,000円	585,000円	963,000円	903,000円
11～20人槽	939,000円	1,092,000円	1,674,000円	1,551,000円
21～30人槽	1,472,000円	1,860,000円	2,811,000円	2,607,000円
31～50人槽	2,037,000円	2,496,000円	3,774,000円	3,501,000円

備考

- 1 日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」による人槽を超えて設置した場合は基準どおりの人槽区分とし、人槽を減じて設置した場合は、その人槽区分により補助金を交付する。

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用が現行の基準額を越える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとす

る。)

2 くみ取り槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴う必要となる宅内配管工事（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び上記基準額の特例1の撤去費との合計額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする）。

る。)

2 くみ取り槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴う必要となる宅内配管工事（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び上記基準額の特例1の撤去費との合計額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする）。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。